

ふるさとだより

2011年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会



ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

〔郵便振替 00930-2-50858〕

E-mail: cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

支援者の皆様へ

代表・ルカ・ホルステインク

早いもので、今年も年末が近づいてきました。

今年は、3月に東日本を大震災が襲いました。

そこで、10日目に つぶれた家のがれきの下から 16歳の少年が助けを求めているのが発見されましたね。かけつけた警察官に向って、弱りきった少年は「ぼくより先におばあちゃんを助けて」と言ったそうです。

その警察官は、目をうるませながら そのときの状況を語りました。「私は警察官になってよかった。こんなつらい状況の中でも、少年は自分のことより、祖母の命を助けようとしている。こちらが逆に励まされた。これからも、一人でも多くの人を助きたい」少年と祖母は、こわれた家のすき間で、片寄せあって励ましあいながら、10日間命をつないでいたのです。このニュースは、被災者ばかりでなく、多くの人に勇気と希望を与えました。

私は、この少年から、暗闇の中のひとつの光を見出しました。まるでイエス様の声を聞いたような気がします。災いがあっても それを悲しむだけでなく、前向きに生きること。決して希望を失わないこと。

なぜなら、それは「神の国」が近づいているしるしかもしれません。

イエス様は、こうおっしゃいました。「これらのことが起こるのを見たならば、神の国が近づいているのだと悟りなさい。あなたたちによく言うておく。これらのことがすべて起こるまでは、今の時代は過ぎ去らない。天地は過ぎ去る。しかし、わたしの言葉は過ぎ去ることはない」(ルカ 21章：フランシスコ会訳)

神の国とは、何でしょう。それは、人々の親しい交わりの中にあります。互いに許しあい、励ましあう姿です。震災の中で、人々は決してパニックにならず、助け合いました。世界の人々は、日本人のそうした態度に驚きました。助けに行った警

察官さえも、少年の姿に励まされたのです。

支援者の皆さんも、この1年を通して、ふるさとの家のために手を差し伸べて下さいました。

皆様の温かい志に報いているのは、神でもなく 私達スタッフでもなく 助けてあげた人々の表情です。

彼らの喜びが、笑顔が、何よりも皆さんを力づけ、励ましてくれたでしょう。イエス様が言われるように「最も小さなものにしたこと、それは私にしたこと」だからです。

私たちも、暗闇の中でも決して光を失わず、助け合う心をいつまでも大切にしたいと思います。

相談室から

本間 全（あきら）

今年の7月から相談室担当として働かせてもらっています。2000年から釜ヶ崎の他の支援団体で10年間、福祉相談の仕事に従事したのち、いったん郷里の新潟県佐渡島に帰っていました。1年ぶりの釜ヶ崎です。

当初は、釜ヶ崎のおっちゃんらが自分を受け入れてくれるかどうかとても不安で心配に思っていました。そんなことは全くの杞憂で、むしろ自分の体調を気遣ってくれる人も多く、釜ヶ崎の人たちの寛容さと釜ヶ崎の人情の篤さに、あらためて感じ入りました。

ここで働きはじめた当初の夏ころは仕事を終えて帰宅して就寝する前、寝床の中で一日の出来事を反芻してその度に感激の涙を流したりもしました。「大げさ」ではなく本当です。

1年ぶりの釜ヶ崎は良くも悪くも大きな変わりがない印象でした。

いちばん多かった時期に比べ減ったとはいえ、野宿を強いられる人の数はまだまだ決して少なくないし、一方で2000年代前半の「これから釜ヶ崎が何かいい方向に変わりそうだ」という期待感は希薄になっていて、閉塞感と倦怠と諦めが少し優位になっているようにも感じられます。

自分は、相談という仕事にあたって、〈聴きとり〉を大事にしています。

福祉事務所でも、生活保護申請の際には生活保護の申請に必要な扶養親族や資産・収入・年金の有無などの確認のため、あるいは、病気や障がいに関することを予め知っておくための「聞き取り」がなされます。相談室でも福祉事務所と同じ項目を聞きますし、事前の段階では同じ質問以上のものを用意していません。しかし、ふるさとの相談室で自分がしようとしている〈聴きとり〉は福祉事務所側の目線のものだけにならないように心がけています。来談者が質問に答えて自らのことを話す際に言葉の端々から、その人がいま何を大事に思っているか／何に傷ついてきた

のかを、出来る限りすくい取ろうと考えています。支援者が〈聴きとり〉でその人を「理解したつもり」になることは警戒しなければなりませんし、いわんや徒らに他人の内面に手を突っ込んだり土足で踏み込んで傷つけたりという事態は避けるべきものです。支援者の誠実が試される局面でもあります。〈聴きとり〉は当事者と支援者の関係を取り結ぶ上で重要な契機と言えます。

ふるさとの家でのとり分け感動的な時間は、自分にとっては、一日の終わりの掃除の時間です。自分は他に緊急の用事がない日は1階の談話室の掃除機がけを担当させてもらっています。俣野さんやボランティアさんの手際とチームワーク。一見どうということのない光景に見えるかもしれませんが、その場は自分にとってその都度ミラクルです。掃除の時間のみんなの姿とその場の特別な時間の流れ方は、そこに居合わせた者を何かしら良い方向へと感化するのに十分な力があるとさえ感じます。これは、釜ヶ崎の労働者とふるさとの家が以前から地道に醸成してきた〈絆〉の顕われのひとつでしょう。

——長すぎる不況のなか、労働条件が悪化していく一方で労働運動も退潮気味、いわゆる中間集団による紐帯も希薄化し、さらに「伝統的」な家族の在り方や地域社会の変容に加え行政の限界も露わになるにつれ、社会福祉や野宿者支援の分野では「新しい公共」などの重要性が唱えられたりしています。血縁や従来の職場や地域の関係とはべつの「新しい絆」のアイディア自体は悪くないと考えます。しかし行政などがその「効用」を唱え、美化して喧伝しているのをその見聞きすると、時折鼻白む気がします。そういう官製のコトバの皮相とはまったく無関係に、ここ、ふるさとの家で「ずっと前から自生していたかのような」確かな〈絆〉が具現されているように思えます。と同時に、ここ釜ヶ崎の地で自分よりずっと前から〈絆〉を創り出すために汗を流してきた先達の努力はどれほどのものだったのかを想ったりします。

ここで働かせてもらえることに感謝し、精一杯のことをすることで、釜ヶ崎のおっちゃんらに恩返しをしたいと考えています。

2階から

堤年弘（ボランティアスタッフ）

かつてのカマガサキは「日銭一億」と言われ、活気溢れる労働者が生き生きと生活していました。しかし、他と同様にこの街も高齢化が進み、しかも働きたくても働き先が大幅に減少しているのですから、取り敢えずは生活保護に頼らずを得ません。それにこの地域で路上生活を余儀なくしなければならない半数近くの人、手足・体内に障害をもっていたり、知的や精神的な障害を抱えていて働き辛い状態にあります。

今、この街に住む人の3人に1人は生活保護の受給者で1万人近く、この突出したカマガサキを含め大阪市の受給者は全国最多の15万人を数えます。市の生活保

護への費用は300億円、これは一般会計の17%に当たりここ10年で倍増したと報じ、当然ながら費用節減のため、受給者の一時期保護取りやめや医療費の一部自己負担などをもくろんでいます。受給者の実態のよく知らない大方の人は、この厳しい見直しに賛同するようですが、最低限度の生活が守れないような削減策になれば、憲法25条に反することになります。

ここで改めて、生活保護法、その根源日本国憲法25条について触れることにします。

戦前から、貧困者救済を目的とする法律はありましたが、1946年11月、初めて生存権を中核とする社会権条項を置く日本国憲法が公布されました。この生存権理念を実現するものとして1951年生活保護法が制定され、これによって保護の権利性が確立されたのです。

次に、日本国憲法の社会権条項である25条について考えます。第一項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあります。これは、国民の文化的最低限度の生存権を権利として明記しているのです。第二項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」つまり国民の生存権保障のために、社会福祉、社会保障、公衆衛生など国家が義務として果たさなければならないとしています。

続いて、25条が歴史的に、いかに意義があるかを考えてみたいと思います。基本的人権という強い権利が与えられましたが、その一つとしての25条の生存権は、国家がそれを主権者たる国民に保障する責任があると記していて、戦前の天皇主権の帝国(明治)憲法とは全く異なる条文です。

最近、現憲法に対して多くの改憲論者が、国民の果たすべき義務に比し、権利の文言が多すぎると主張しています。しかし、このような論議は誰もが望む民主主義の中心である国民主権を掲げる憲法の基本がわかっていないのではないのでしょうか。かつての天皇制国家が臣民としての国民に多くの義務を課してきたことを反省する意味からも、国民の権利なる文言が現憲法の条文に多いとは思いません。むしろ、国家が国民を守る義務をしっかりと果たしてもらわねばならないのであって、憲法は国を縛る一役割をもしていると考えべきです。

25条で生存権が人権として認められるようになったのは、歴史的には現憲法が初めてのことです。これまでの日本は社会福祉、社会保障の課題である病弱や貧困者・孤児・障害者にたいしては慈善、恩恵、施し、相互扶助に委ねられていました。

権利としての福祉が確立していない時期の生活保障は血縁・地縁で結び付く共同体が、支援を求めている人の生活を守ったのです。簡単に言えば家族や近隣の助け合いで当事者の生活・福祉をやっと支えていたのです。貧しい人や身寄りのない人にたいしても、恩恵や施しを与える哀れみの福祉だったのです。

福祉理念の確立した憲法25条は、これから後も、けっして改正されてはならない条文です。

今年の5月末、談話室の顔である仁熊さん（81歳、ボランティア暦16年）に大腸癌が見つかりました。紹介してもらい手術をしていただいた病院のドクターはとてもいい方でした。大腸に大きな腫瘍が出来ていたので食べ物が通らず、手術をしなければずっと点滴のみで過ごさねばならないことなど、丁寧に説明してくれました。高齢のため手術に耐えられるかなど心配しましたが、「ご飯が食べられるようになり、在宅生活に戻ってほしい」と手術を勧めてくださいました。手術前、術後2週間以上も絶食だったのですごく痩せて、つらい入院生活をされましたが、1ヶ月で退院でき、ヘルパーさんと訪問看護に助けてもらい、抗がん剤を服用し自宅療養しています。11月30日、6ヶ月ぶりに訪問看護の方に付き添われ、ふるさとの家に来られました。常連の利用者の方たちも仁熊さんの顔を久しぶりに見て喜んで声を掛け合っていました。「ずっとここにおったからやっぱりほっとする」と指定席でコーヒーを飲んでいる姿が嬉しそうでした。ボランティアに復帰できるよう願っています。

最近になりある教会の機関紙8月の記事で野宿者を軒下から追い出すのに行政に頼んだが本人の性格などでうまくいかず、神父さんが特大の植木鉢を置いてめでたしと思いきや、動かされたので強力な接着剤で動かないようにした、教会は聖なる所なので私たちの手で美しくという意識を高めようという記事を読んだ。次号でお詫びらしき記事が書かれてありましたが「一部不適切な表現があり・・・」とありきたりのおわび。そしてそれを読んだボランティアの人が言いました。「こんなんびっくりせーへん、私の知り合いにもこんな人いっぱいいてる、ほんま腹立つなあ」と。私は「むちゃくちゃやな、人間が花以下やで、花壇を置いて接着剤でくっつけるねんで、行政と一緒にやん」と言うと本田神父は「行政より上をいく（行政でも接着剤でつけることはしない）、行政より悪い」。共に働くシスターは「信じられへん、ほんま何考えてんの、恥ずかしい」を連呼し、「家に持って帰り、他のシスターにも見せます！」と怒り、「全クリスチャンへ問う」と全文章をブログにアップし痛烈に批判している別のボランティアもいます。国や行政は野宿者に対し自業自得、自己責任という姿勢でしたが、近年は人権の中にやっと含まれるようになりました。西成区では人権啓発プランの中に野宿生活者は社会の問題だとしっかりと書かれています。植木鉢を置いた教会は神のために野宿者を追い出すこと自体、百歩譲っても完全に時代錯誤、時代遅れだと言わざるをえません（譲ったらあかん、追い出したらあかんねんけど）。誰が言ったか「過去と他人は変えられない」ので書いた人自身が変わってもらわねば。その前に「教会やのに・・・」と思ってしまう自分も変わらなあかんか・・・。

居宅支援の一面から

古賀詩子

Nさんは今年3月、無事退院をされました。気管切開術を受けたため、喉に開けた穴(気管孔)を管理しながら生活しなければなりません。そのため、喉に湿気を与えるための吸入と、痰を除去するための吸引は毎日行わなければならず、そのための機械をもって退院されました。Nさんは最初だけ訪問看護の方と一緒に吸引、吸入を行いました。その後、今に至るまで、全く吸引も吸入も全く行っていません。器用に自分で痰を除去し、生活しておられます。

Nさんのアパート生活で、私たちが一番心配したのは衛生面でした。というのも、Nさんには収集癖があり、捨てられている物を拾い、一緒に虫(ダニ、シラミ)なども持って帰ってしまうのです。部屋をきれいに保てるように、ヘルパーさんをおねがいましたが、これもまた、こちらの思わく通りにはいかず、掃除もさせてもらえない状態で、ケアマネジャーと看護師と私たちが一緒に訪れて、なんとか月に一度くらい片付けさせてもらっています。もうひとつ衛生面で困っているのは、入浴のことです。Nさんはお風呂やシャワーをするという習慣がないようで、退院してから今まで、2度しか入浴をしていません。1度目は自分で、2度目は本人の了解を得た上で、私たちが介助しながらでした。

Nさんに関わらせてもらうことで、生命力の強さを感じます。私にとっては、病院側から言われることは絶対守るべきことなのですが、そんなことはお構いなしに生活しているNさんを見てみると、“絶対”ということはないのかも?と思えてきます。また、こちらが当然と思うことが、ことごとく彼にとってはそうではないということを感じさせられます。何がNさんにとって一番いいことなのだろう?と分からなくなります。もちろんドクターからの言われていることをしないことは、長い目で見ると、命を縮めることになるかもしれませんが。その上、しゃべることができないため、会話は筆談ですが、筆談もしばしば理解が難しいです。Nさん自身、伝えたいことが伝えられなくて、もどかしいことだろうと思います。でも、退院してから、何か困ったことがあると、回数は少ないですが、ふるさとの家に来てくれるようになりました。それはとてもうれしいことです。困ったときに頼りにしてもらえる、そんなふるさとの家にしていかなければ、と感じる毎日です。

震災直後から先月まで、いや、今もそうですが色々な形で、東日本大震災関連のボランティアとして関わらせて頂いています。震災地に入ること、約三か月。震災地の状況について語るには尽きないほどですので、誠に残念ですがここでは書かない事と致します。

震災直後と現在・そして将来にあたって、必要とされるボランティアの活動内容は、日々変化しているという事は誰にでも分かる事だと思います。しかし、本当のボランティアの在り方と言うものは何処にあるのでしょうか。無い品物を差し上げ困っている事をさせて頂く。それが、ボランティアの在り方なのかと、私は悩みました。

そして現在、はっきりと言えるのが、「ボランティアをされる側に立つ。」と言う大切さです。それは、何も震災現場だけの問題ではありません。この、ふるさとの家・釜ヶ崎での活動の上でも言える事ではないでしょうか。困っている方が居れば救いたい。何とか援助出来ないものかと考えるのは大切な事です。しかし、その援助が過熱して、いつの間にか求めて来れば何でも与えてしまう。それはボランティアというよりも、単なる自己満足的部分がないかと反省しています。

震災直後、被災された方々は何もない有り様で、とにかくボランティアは、支援物資を震災地に届ける事に専念しました。色々と問題は有りましたが、現実そうであったのです。しかし現在、継続的にそのようなボランティアをさせて頂く事で、被災された方々が自立心を失うという悲しい出来事が起ころうとしています。地元の方々の自立心を失わせる事により、震災復興が遅れる可能性だって考えられます。これは有ってはならない事ではないでしょうか。

求められれば何でもさせて頂く。これにより、奉仕される側の人たちの自立心、または、可能性に蓋を閉める事になりかねない事実を、ボランティアをする上で良く理解しなければならぬ事であると、今回の被災地での活動で考えさせられました。

何もかもさせて頂くのがボランティアとは言えないと思います。人間、一人一人が違うように、個々によって、そのボランティアの在り方も違わなければいけないはずで。それには、奉仕される側の人たちの自立心を決して失わせないためにも、ボランティアを受ける側に立つ事に重要性を覚えるのは私だけでしょうか。

最後に、私は何処に行っても訴えている事があります。「東日本大震災という、あの深刻な事実を、決して風化させないで下さい。」と。これから復興まで、何年かかるか分かりません。それを歴史的事実とせず、未だ苦しみや悲しみと闘っている方が居られると言う真実を覚え、温かいところで受け止めて頂ければ幸いです。

ふるさとの家で日曜日9時から開かれる礼拝は、『心をととのえる』ことから始めます。その中で、「めんどろをさけたくて、仲間の苦しみから目をそむけることはなかったか？」を省みます。確かに、釜ヶ崎で出会う労働者は、重なる困難を抱えています。仕事が無い、したがって収入がない、借金がある、長年にわたるきつい労働のために足腰が弱っている、別れた家族への負い目がある、肉体的、精神的に病んでいる、ギャンブルや酒の依存症があるなどです。めんどろをさけたくて目をそむけ、知らない振りをして通り過ぎてしまいたくなります。

今、政府・内閣府では、「パーソナル・サポート」という制度を作り、訓練されたパーソナルサポーターが、困難な状況にある人を全人的にサポートすることを推進しています。これは、民主党政権になり、このような実情をよく知る人が加わり企画したものです。WEBにある効能書きには、「一人ひとりに寄添う伴走型の支援を行うことで、生活破綻を食い止め、居場所や就業を通じた社会参加を確保し、その人が再び元気に歩き始めるお手伝いをし、社会の絆を再生したいと願っています」とあります。また「良質なハローワーク職員・ケースワーカー・民生委員や民間相談機関が個人的に手弁当で担ってきた領域を制度化」とも記されています。

しかし、役所の作った制度はどこかなじめません。「ふるさとの家」のスタッフにとっては、このような働きは珍しいものではありません。日々の活動そのものだとも言えます。制度が検討され始めたときの思いは、“こんなの前からやっている”ことだというものです。それなりの経験も積んでいます。しかも、助けを必要とする人の抱える多くの問題は、個人の問題ではなく社会の問題であることも多いのです。仕事がないという失業問題、生活保護の申請も結果を親兄弟に知られるために躊躇するという制度上の問題等です。「ふるさとの家」では、こうした制度や社会の矛盾の本質に目を向け、関心を持ち続けています。野宿者の選挙権問題もその一つです。55歳以上の人に対する府市の公的な仕事を54歳以下の人にもと言う要求や野宿者に選挙権を回復する裁判などの具体的な戦いに加わっています。

また、人の問題は、制度だけではなく人の思いが解決すべきものだともいえます。「ふるさとの家」にとってパーソナルサポートとは、「喜ぶ者と共に喜び、泣く者と共に泣く」「他者の喜びは自分の喜びであり、他者の悲しみは自分の悲しみである」ということを具体的に実践する人々のものです。「ふるさとの家」ではこのような人々に数多く出会います。そして、この実践は、意識して行われるのではなく、限られた命を共に生きる人間存在として無意識のうちの本能的に行われているのです。いつも、至らなかったこと、十分でなかったことを省みつつ。

☆ 2011年度会計中間報告 2011年4月1日～2011年9月30日)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前期繰越金	6,073,695	人件費	8,057,135
寄付金	4,106,159	活動費	2,517,887
	△1,956,518	修繕費	1,561,350
合計	12,136,372	合計	12,136,372

公的支援に一切頼ることなく皆様のご支援でふるさとの家を今年も維持運営できました事を心より感謝します。

ボランティア紹介

吉岡さんご夫妻 月一回の火曜日に大阪市北区からお二人でバザーの手伝いに来てくださっています。お客さんにアドバイスしたり、コミュニケーションをとるのがとても上手です。

小松さん 土曜日の12時から2時、お灸をしに来てくれています。日は浅いですがもう常連さんがいます。

天谷さん ヘルパーの経験があり、わざわざ遠く明石から(不定期)ボランティアに来てくれています。初めて来た日の仕事は、入院した人の部屋の掃除でしたが淡々としたひたむきな仕事ぶりでした。

ふるさとの家で必要なもの

- *特に不足しているもの 靴下（男物）・かみそり・ライター・石けん・タオル
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）
 - お菓子（誕生日会に） ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
 - ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18～20cmの片手鍋（それ以外は使えません）
 - 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カッパ・傘）
 - 洗剤 ●使いきりマスク ●大きめの紙袋
 - 運動靴(スニーカー)、大きいカバン（ボストンバック・リュック）
 - 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません）

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。

その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

(ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。)

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、

月曜から金曜の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。